

二十五 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）

改正案	現行
<p>（証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）</p> <p>第八条の二 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が昭和六十三年四月一日以後に国内において支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等で証券投資信託（その設定に係る受益証券の募集が証券取引法第二条第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するもの）（当該受益証券の国外における募集にあつては、当該勧誘に相当するもの）として政令で定めるものにより行われたものに限るものとし、特定株式投資信託を除く。）の収益の分配に係るもの（以下この条において「証券投資信託の収益の分配に係る配当等」という。）については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。</p> <p>2）5 （略）</p> <p>（国外で発行された証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）</p> <p>第八条の三 居住者が、昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき国外において発行された証券投資信託（その設定に係る受益証券の募集が証券取引法第二条第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合</p>	<p>（証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）</p> <p>第八条の二 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が昭和六十三年四月一日以後に国内において支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等で証券投資信託（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配に係るもの（以下この条において「証券投資信託の収益の分配に係る配当等」という。）については、同法第二十二条及び第八十九条並びに第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。</p> <p>2）5 （略）</p> <p>（国外で発行された証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）</p> <p>第八条の三 居住者が、昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき国外において発行された公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券の収益の分配に係る所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（国外に</p>

に該当するものに相当する勧誘として政令で定めるものにより行われたものに限る。 ) の受益証券の収益の分配に係る所得税法第二十四条第一項に規定する配当等 ( 国外において支払われるものに限る。以下この条において「公募国外証券投資信託の配当等」という。 ) につき、国内における支払の取扱者で政令で定めるもの ( 以下この条において「支払の取扱者」という。 ) を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき公募国外証券投資信託の配当等については、同法第二十二條及び第八十九條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

2 内国法人 ( 所得税法別表第一一号に掲げる内国法人を除く。以下この条において同じ。 ) は、昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき国外において発行された証券投資信託の受益証券の収益の分配に係る同法第二十四條第一項に規定する配当等 ( 国外において支払われるものに限る。以下この条において「国外証券投資信託の配当等」という。 ) につき、国内における支払の取扱者を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外証券投資信託の配当等について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額について次の各号に掲げる国外証券投資信託の配当等の区分に応じ当該各号に定める税率を適用して所得税を課する。

一 公募国外証券投資信託の配当等 百分の十五

二 公募国外証券投資信託の配当等以外の国外証券投資信託の配当等 百分の二十

3 昭和六十三年四月一日以後に居住者又は内国法人に対して支払われる

において支払われるものに限る。以下この条において「国外証券投資信託の配当等」という。 ) につき、国内における支払の取扱者で政令で定めるもの ( 以下この条において「支払の取扱者」という。 ) を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外証券投資信託の配当等については、同法第二十二條及び第八十九條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

2 内国法人 ( 所得税法別表第一一号に掲げる内国法人を除く。以下この条において同じ。 ) は、昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき国外証券投資信託の配当等につき、国内における支払の取扱者を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外証券投資信託の配当等について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額について百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

3 昭和六十三年四月一日以後に居住者又は内国法人に対して支払われる

国外証券投資信託の配当等の国内における支払の取扱者は、当該居住者又は内国法人に当該国外証券投資信託の配当等の交付をする際、その交付をする金額（当該国外証券投資信託の配当等が公募国外証券投資信託の配当等である場合において、次項に規定する外国所得税の額があるときは、その額を加算した金額）に前項各号に掲げる国外証券投資信託の配当等の区分に応じ当該各号に定める税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

4 前二項の場合において、居住者又は内国法人が支払を受けるべき国外証券投資信託の配当等につきその支払の際に課される所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税（政令で定めるものを含む。）の額があるときは、次に定めるところによる。

一 当該国外証券投資信託の配当等が公募国外証券投資信託の配当等である場合には、当該外国所得税の額は、前項の規定により徴収して納付すべき当該公募国外証券投資信託の配当等に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除するものとし、当該居住者に対する所得税法第九十五条の規定の適用については、ないものとする。

二 当該国外証券投資信託の配当等が第二項第二号に掲げる国外証券投資信託の配当等である場合には、同項に規定する支払を受けるべき金額は、当該国外証券投資信託の配当等の額から当該外国所得税の額に相当する金額を控除した後の金額とする。

5 (略)

6 第二項第二号に掲げる国外証券投資信託の配当等につき第三項の規定

国外証券投資信託の配当等の国内における支払の取扱者は、当該居住者又は内国法人に当該国外証券投資信託の配当等の交付をする際、その交付をする金額（次項に規定する外国所得税の額があるときは、その額を加算した金額）に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

4 前項の場合において、昭和六十三年四月一日以後に居住者又は内国法人が支払を受けるべき国外証券投資信託の配当等につきその支払の際に課される所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税（政令で定めるものを含む。）の額があるときは、当該外国所得税の額は、前項の規定により徴収して納付すべき当該国外証券投資信託の配当等に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除する。この場合において、当該居住者に対する同条の規定の適用については、当該外国所得税の額は、ないものとする。

5 (略)

により所得税が徴収されるべき場合には、当該国外証券投資信託の配当等を有する居住者については、当該国外証券投資信託の配当等が内国法人から支払を受けるものであるときは第一号に定めるところにより、当該国外証券投資信託の配当等が内国法人以外の者から支払を受けるものであるときは次の各号に定めるところにより、第八条の六の規定を適用する。

一 当該国外証券投資信託の配当等の国内における支払の取扱者から交付を受けるべき金額については、当該金額を第八条の六第一項第一号に規定する支払を受けるべき金額とみなす。

二 当該国外証券投資信託の配当等については、これを第八条の六第一項第一号に規定する内国法人から支払を受ける配当等とみなす。

7 前二項に定めるもののほか、国外証券投資信託の配当等に係る所得税法第二百二十四条及び第二百二十五条の規定の特例その他第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定証券投資法人の投資口の配当等に係る配当所得の分離課税等)

第八条の四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が国内において支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等で証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十一条に規定する証券投資法人（その規約に同条第十五項に規定する投資主の請求により同条第十三項に規定する投資口（以下この条において「投資口」という。）の払戻しをする旨が定められており、かつ、その設立の際の投資口の証券取引法第二条第三項に規定する有

6 前項に定めるもののほか、国外証券投資信託の配当等に係る所得税法第二百二十四条及び第二百二十五条の規定の特例その他第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

- 価証券の募集が同項に規定する勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものにより行われたものに限る。以下この条において「特定証券投資法人」という。）から支払を受けるもの（以下この条において「特定証券投資法人の投資口の配当等」という。）については、所得税法第二十二條及び第八十九條並びに第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。
- 2 前項の規定は、所得税法第六十四條第一項第二号又は第三号に掲げる非居住者が支払を受ける特定証券投資法人の投資口の配当等で、その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものについては、適用しない。
- 3 非居住者、内国法人又は外国法人が支払を受けるべき特定証券投資法人の投資口の配当等（所得税法第六十四條第一項第一号に掲げる非居住者が支払を受けるべきものを除き、同項第二号又は第三号に掲げる非居住者が支払を受けるべきものにあつては、その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものに限る。）に対する同法第七十條、第七十五條又は第七十九條の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。
- 4 特定証券投資法人の投資口の配当等に対する所得税法第八十二條又は第二百十三條の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。
- 5 特定証券投資法人の投資口の配当等の支払を受ける居住者又は非居住者及びその支払をする者については、所得税法第二百二十四條第一項及

ひ第二百二十五条第一項のうち当該特定証券投資法人の投資口の配当等に係る部分の規定は、適用しない。

(株式等に係る配当所得の源泉分離選択課税)

第八条の五 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、昭和六十一年一月一日以後に国内において内国法人から所得税法第二十四条第一項に規定する配当等(証券投資信託の収益の分配に係るもの及び前条第一項に規定する特定証券投資法人の投資口の配当等を除く。以下この条において「配当等」という。)の支払を受けるべき場合において、当該配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を当該内国法人を經由して納税地の所轄税務署長に提出したときは、その提出の日後において当該内国法人から支払を受けるべき配当等に係る配当所得については、当該配当等が次に掲げる配当等に該当する場合を除き、同法第二十二條及び第八十九條並びに第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の三十五の税率を適用して所得税を課する。この場合において、当該配当所得については、同法第九十二條第一項の規定は、適用しない。

一 その者がその配当等に係る事業年度終了の日(当該配当等が所得税法第二十五条第一項又は第二項の規定により利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものに係る配当等である場合には、政令で定める日)においてその内国法人の発行済株式(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する証券投資法人にあつては、

(株式等に係る配当所得の源泉分離選択課税)

第八条の四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、昭和六十一年一月一日以後に国内において内国法人から所得税法第二十四条第一項に規定する配当等(証券投資信託の収益の分配に係るものを除く。以下この条において「配当等」という。)の支払を受けるべき場合において、当該配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を当該内国法人を經由して納税地の所轄税務署長に提出したときは、その提出の日後において当該内国法人から支払を受けるべき配当等に係る配当所得については、当該配当等が次に掲げる配当等に該当する場合を除き、同法第二十二條及び第八十九條並びに第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の三十五の税率を適用して所得税を課する。この場合において、当該配当所得については、同法第九十二條第一項の規定は、適用しない。

一 その者がその配当等に係る事業年度終了の日(当該配当等が所得税法第二十五条第一項又は第二項の規定により利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものに係る配当等である場合には、政令で定める日)においてその内国法人の発行済株式の総数又は出資金額の百分の五以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する場合において、当

発行済みの投資口（同条第十三項に規定する投資口をいう。以下この号において同じ。）の総数又は出資金額の百分の五以上に相当する数又は金額の株式（投資口を含む。以下この章において同じ。）又は出資を有する場合において、当該内国法人から支払を受けるべき配当等

二（略）

2）7（略）

（確定申告を要しない配当所得）

第八条の六（略）

一 内国法人から支払を受けるべき配当等（第八条の二第一項に規定する証券投資信託の収益の分配に係る配当等、特定株式投資信託の収益の分配に係る配当等その他の政令で定める証券投資信託の収益の分配に係る配当等及び第八条の四第一項に規定する特定証券投資法人の投資口の配当等を除く。以下この号において同じ。）で、当該内国法人から一回に支払を受けるべき金額が五万円（当該配当等の計算の基礎となつた期間が一年以上であるときは、十万円）以下であるもの

二（略）

2・3（略）

（配当控除の特例）

第九条 個人の平成七年以後の各年分の総所得金額のうち特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得（第八条の二第一

該内国法人から支払を受けるべき配当等

二（略）

2）7（略）

（確定申告を要しない配当所得）

第八条の五（略）

一 内国法人から支払を受けるべき配当等（証券投資信託の収益の分配に係るものを除く。以下この号において同じ。）で、当該内国法人から一回に支払を受けるべき金額が五万円（当該配当等の計算の基礎となつた期間が一年以上であるときは、十万円）以下であるもの

二（略）

2・3（略）

（配当控除の特例）

第九条 個人の平成七年以後の各年分の総所得金額のうち特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得がある場合には、

項に規定する証券投資信託の収益の分配に係る配当等又は第八条の第三項に規定する公募国外証券投資信託の配当等に係るものに限る。）がある場合には、当該配当所得については、所得税法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

2 (略)

3 個人の各年分の総所得金額のうち、外貨建証券投資信託（証券投資信託のうち信託財産を主として外国通貨で表示される株式、債券その他の資産に運用する証券投資信託として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の収益の分配に係る配当所得がある場合には、当該個人に対する所得税法第九十二条第一項の規定の適用については、同項中「係るもの」とあるのは「係るもの及び租税特別措置法第九条第三項（配当控除の特例）に規定する外貨建証券投資信託（以下この項において「外貨建証券投資信託」という。）のうち特に同条第三項に規定する外国通貨で表示される資産への運用の割合が高い証券投資信託として政令で定めるもの（以下この項において「特定外貨建証券投資信託」という。）の収益の分配に係るもの」と、同項第一号口中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（当該証券投資信託の収益の分配に係る配当所得のうち、特定外貨建証券投資信託以外の外貨建証券投資信託（以下この項において「一般外貨建証券投資信託」という。）の収益の分配に係る配当所得があるときは、当該証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち、当該一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額については百分の二・五を、その他の金額については百分の五をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額）」と、同項第二号口中「

当該配当所得については、所得税法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

2 (略)



合計額」とあるのは、「合計額（当該証券投資信託の収益の分配に係る配当所得のうち一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得がある場合には、その年分の課税総所得金額から当該一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千円以下であるときは、当該一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち、当該課税総所得金額から千円を控除した金額に相当する金額については百分の一・二五を、その他の金額については百分の二・五を、当該証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち当該証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額から当該一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千円を超えるときは、当該証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち当該一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額から当該一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額のうち、当該課税総所得金額から千円円と当該一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額との合計額を控除した金額に相当する金額については百分の二・五を、その他の金額については百分の五をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額とする。」と、同項第三号口中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（当該証券投資信託の収益の分配に係る配当所得のうち一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得

があるときは、当該証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち、当該一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額については百分の一・二五を、その他の金額については百分の二・五をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額」とする。

4 個人の各年分の総所得金額のうち次に掲げる法人から支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等に係る配当所得がある場合における同法第九十二条第一項の規定の適用については、同項中「外国法人」とあるのは、「外国法人又は租税特別措置法第九条第四項各号（配当控除の特例）に掲げる法人」とする。

一 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第 号）第二条第二項に規定する特定目的会社

二 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する証券投資法人

（国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例）

第九条の二（略）

2～4（略）

5 国外株式の配当等につき第二項の規定により所得税が徴収されるべき場合には、当該国外株式の配当等を有する居住者については、次に定めるところにより、第八条の六の規定を適用する。

一 当該国外株式の配当等の国内における支払の取扱者から交付を受け

3 個人の各年分の総所得金額のうちに特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第 号）第二条第二項に規定する特定目的会社から支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等に係る配当所得がある場合における同法第九十二条第一項の規定の適用については、同項中「外国法人」とあるのは、「外国法人又は租税特別措置法第九条第三項（配当控除の特例）に規定する特定目的会社」とする。

（国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例）

第九条の二（略）

2～4（略）

5 国外株式の配当等につき第二項の規定により所得税が徴収されるべき場合における第八条の五の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該国外株式の配当等の国内における支払の取扱者から交付を受け

るべき金額（第三項の規定の適用がある場合には、同項に規定する控除した後の金額）については、当該金額を第八条の六第一項第一号に規定する支払を受けるべき金額とみなす。

二 当該国外株式の配当等については、これを第八条の六第一項第一号に規定する内国法人から支払を受ける配当等とみなす。

6  
(略)

(証券投資法人の運用財産に係る利子等の課税の特例)

第九条の三 所得税法第七条第一項第四号、第七十四号、第七十五条及び第二百十二条第三項の規定は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する証券投資法人（以下この条において「証券投資法人」という。）がその資産として運用している公社債、合同運用信託、証券投資信託、株式又は出資（以下この条において「公社債等」という。）につき国内において所得税法第二十三条第一項に規定する利子等又は同法第二十四条第一項に規定する配当等の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該証券投資法人の運用に係る資産である旨その他大蔵省令で定める事項の記載を受けている場合には、当該公社債等についてその記載を受けている期間内に支払われる当該利子等又は配当等については、適用しない。

#### 第九条の四 削除

(利益をもつてする株式の消却の場合のみなし配当に対する源泉徴収の

るべき金額（第三項の規定の適用がある場合には、同項に規定する控除した後の金額）については、当該金額を第八条の五第一項第一号に規定する支払を受けるべき金額とみなす。

二 当該国外株式の配当等については、これを第八条の五第一項第一号に規定する内国法人から支払を受ける配当等とみなす。

6  
(略)

#### 第九条の三及び第九条の四 削除

(利益をもつてする株式の消却の場合のみなし配当に対する源泉徴収の

不適用等)

第九条の六 株式会社が利益をもつてする株式の消却を行った場合（前条第四項の規定の適用がある場合を除く。）において、その消却した株式に対応する資本の金額（当該金額がその消却に充てた利益の金額を超える場合には、当該利益の金額）のうち所得税法第二十五条第二項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定により、利益の配当の額とみなされ、かつ、当該消却の時にあって当該株式会社からその株主に対し交付がされたものとみなされる金額については、同法第六十四条第二項、第六百六十九条、第七十条、第七十四条、第七十五条、第七十八条、第七十九条、第八十一条及び第二百十二条の規定並びに第八条の五第一項並びに第八条の六第一項及び第二項の規定は、適用しない。ただし、株式会社（上場会社等を除く。）から非居住者又は外国人で当該株式会社と政令で定める特殊の関係のあるものに対して交付がされたものとみなされる金額（国内に恒久的施設を有する非居住者又は国内に恒久的施設を有する外国人に対して交付がされたものとみなされる金額でこれらの者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定める金額を除く。）については、この限りでない。

2 (略)

(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第三十七条の十 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成元年四月一日以後に株式等の譲渡（証券取引法第二条第十三項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項

不適用等)

第九条の六 株式会社が利益をもつてする株式の消却を行った場合（前条第四項の規定の適用がある場合を除く。）において、その消却した株式に対応する資本の金額（当該金額がその消却に充てた利益の金額を超える場合には、当該利益の金額）のうち所得税法第二十五条第二項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定により、利益の配当の額とみなされ、かつ、当該消却の時にあって当該株式会社からその株主に対し交付がされたものとみなされる金額については、同法第六十四条第二項、第六百六十九条、第七十条、第七十四条、第七十五条、第七十八条、第七十九条、第八十一条及び第二百十二条の規定並びに第八条の四第一項並びに第八条の五第一項及び第二項の規定は、適用しない。ただし、株式会社（上場会社等を除く。）から非居住者又は外国人で当該株式会社と政令で定める特殊の関係のあるものに対して交付がされたものとみなされる金額（国内に恒久的施設を有する非居住者又は国内に恒久的施設を有する外国人に対して交付がされたものとみなされる金額でこれらの者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定める金額を除く。）については、この限りでない。

2 (略)

(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第三十七条の十 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成元年四月一日以後に株式等の譲渡（証券取引法第二条第十三項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項

並びに次条において同じ。)をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。第四項、第五項及び次条において「株式等に係る譲渡所得等」という。)については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この条において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る譲渡所得等の金額(第七項第五号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「株式等に係る課税譲渡所得等の金額」という。)の百分の二十に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、株式等の譲渡が証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されている株式(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十三項に規定する投資口を除く。)その他これに類するものとして政令で定める株式(当該証券取引所に上場された日その他の政令で定める日(以下この項及び次条第一項において「上場等の日」という。))においてこれらの株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間が三年を超えるものに限る。)の譲渡(上場等の日以後一年以内に行われる譲渡で証券

並びに次条において同じ。)をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。第四項及び次条において「株式等に係る譲渡所得等」という。)については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この条において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る譲渡所得等の金額(第六項第五号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「株式等に係る課税譲渡所得等の金額」という。)の百分の二十に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、株式等の譲渡が証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式(当該証券取引所に上場された日その他の政令で定める日(以下この項及び次条第一項において「上場等の日」という。))においてこれらの株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間が三年を超えるものに限る。)の譲渡(上場等の日以後一年以内に行われる譲渡で証券業者(同法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律(昭和四十六年

業者（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に  
関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証  
券会社をいう。次条において同じ。）への売委託に基づくもの又は当該  
証券業者に対するものに限る。）であるときは、当該譲渡による株式等  
に係る譲渡所得等の金額は、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の二分  
の一に相当する金額とする。

3 前二項に規定する株式等とは、次に掲げるもの（外国法人に係るもの  
を含むものとし、ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利に類するも  
のとして政令で定める株式又は出資者の持分を除く。）をいう。

一～四（略）

5 公社債投資信託以外の証券投資信託（その設定に係る受益証券の募  
集が証券取引法第二条第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げ  
る場合に該当するもの（当該受益証券の国外における募集にあつては  
、当該勧誘に相当するもの）として政令で定めるものにより行われた  
ものを除く。第五項において「私募証券投資信託」という。）の受益  
証券及び特定株式投資信託（第三条の二に規定する特定株式投資信託  
をいう。第三十七条の十五において同じ。）の受益証券

4（略）

5 私募証券投資信託の受益証券を有する居住者又は国内に恒久的施設を  
有する非居住者について当該私募証券投資信託の終了又は当該私募証券  
投資信託の一部の解約によりその私募証券投資信託の受益証券を有する  
者に対して支払われる金額がある場合には、当該金額については、その  
私募証券投資信託について信託された金額（所得税法第二条第一項第十

法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。次条におい  
て同じ。）への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限  
る。）であるときは、当該譲渡による株式等に係る譲渡所得等の金額は  
、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の二分の一に相当する金額とする  
。

3 前二項に規定する株式等とは、次に掲げるもの（外国法人に係るもの  
を含むものとし、ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利に類するも  
のとして政令で定める株式又は出資者の持分を除く。）をいう。

一～四（略）

5 特定株式投資信託（第三条の二に規定する特定株式投資信託をいう  
。第三十七条の十五において同じ。）の受益証券

4（略）

四号に規定するオープン型の証券投資信託については、当該金額のうち同法第九条第一項第十一号に掲げる収益の分配に充てられるべき部分の金額を控除した金額)のうち当該受益証券に係る部分の金額までを限り、これを株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、第一項の規定を適用する。

6| 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

7| (略)

(恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例)

第三十七条の十二 国内に恒久的施設を有しない非居住者(所得税法第六十四条第一項第四号に掲げる非居住者をいう。以下この条において同じ。)が平成元年四月一日以後に第三十七条の十第三項に規定する株式等の同条第一項に規定する譲渡をした場合には、当該非居住者の同号イに掲げる国内源泉所得のうち、同項に規定する株式等に係る譲渡所得等(以下この条において「株式等の譲渡に係る国内源泉所得」という。)  
については、同法第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この条において「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」という。)に対し、株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額(第四項において準用する第三十七条の十第七項第五号の規定により適用される同法第七十二条、第七十八条、第八十六条及

5| 前三項に規定するもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

6| (略)

(恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例)

第三十七条の十二 国内に恒久的施設を有しない非居住者(所得税法第六十四条第一項第四号に掲げる非居住者をいう。以下この条において同じ。)が平成元年四月一日以後に第三十七条の十第三項に規定する株式等の同条第一項に規定する譲渡をした場合には、当該非居住者の同号イに掲げる国内源泉所得のうち、同項に規定する株式等に係る譲渡所得等(以下この条において「株式等の譲渡に係る国内源泉所得」という。)  
については、同法第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この条において「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」という。)に対し、株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額(第四項において準用する第三十七条の十第六項第五号の規定により適用される同法第七十二条、第七十八条、第八十六条及

び第八十七条の適用がある場合には、その適用後の金額)の百分の二十に相当する金額に相当する所得税を課する。

2・3 (略)

4 第三十七条の第十四項及び第七項(第一号、第二号及び第六号を除く。)(の規定は、第一項の規定の適用がある場合において準用する。この場合において、同条第七項第三号中「株式等に係る譲渡所得の金額」とあるのは「租税特別措置法第三十七条の十二第一項(恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額)の特例に規定する株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額(以下「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」という。)(のうち譲渡所得に該当する部分の金額」と、同項第四号中「第三十七条の十第一項(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)に規定する株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「第三十七条の十二第一項(恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得)に対する課税の特例)に規定する株式等の譲渡に係る国内源泉所得」と、「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」と、同項第五号中「第七十一条から第八十七条まで」とあるのは「第七十一条、第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条」と、「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」と読み替えるものとする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等)

第三十七条の十三 (略)

び第八十七条の適用がある場合には、その適用後の金額)の百分の二十に相当する金額に相当する所得税を課する。

2・3 (略)

4 第三十七条の第十四項及び第六項(第一号、第二号及び第六号を除く。)(の規定は、第一項の規定の適用がある場合において準用する。この場合において、同条第六項第三号中「株式等に係る譲渡所得の金額」とあるのは「租税特別措置法第三十七条の十二第一項(恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額)の特例に規定する株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額(以下「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」という。)(のうち譲渡所得に該当する部分の金額」と、同項第四号中「第三十七条の十第一項(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)に規定する株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「第三十七条の十二第一項(恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得)に対する課税の特例)に規定する株式等の譲渡に係る国内源泉所得」と、「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」と、同項第五号中「第七十一条から第八十七条まで」とあるのは「第七十一条、第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条」と、「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」と読み替えるものとする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等)

第三十七条の十三 (略)



2) 6 (略)

7 第四項の規定の適用がある場合における第三十七条の十(同条第七項を除く。)の規定の適用については、同条第一項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(第三十七条の十三第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。

8) 10 (略)

(公社債等の譲渡等による所得の課税の特例)

第三十七条の十五 次に掲げる所得については、所得税を課さない。

一 公社債(転換社債及び新株引受権付社債を除く。)並びに証券投資信託(公社債投資信託以外の証券投資信託にあつてはその設定に係る受益証券の募集が証券取引法第二条第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するもの(当該受益証券の国外における募集にあつては、当該勧誘に相当するもの)として政令で定めるもの)により行われたものに限るものとし、特定株式投資信託を除く。次号において同じ。(及び貸付信託の受益証券(次項第一号において「公社債等」という。)の譲渡による所得

二 (略)

三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第十一条に規定する証券投資法人(その規約に同条第十五項に規定する投資主の請求により同条第十三項に規定する投資口(以下この項及び次項において「投資口」という。)の払戻しをする旨が定められており、かつ、その設立の際の投資口の証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の

2) 6 (略)

7 第四項の規定の適用がある場合における第三十七条の十(同条第六項を除く。)の規定の適用については、同条第一項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(第三十七条の十三第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。

8) 10 (略)

(公社債等の譲渡等による所得の課税の特例)

第三十七条の十五 次に掲げる所得については、所得税を課さない。

一 公社債(転換社債及び新株引受権付社債を除く。)並びに証券投資信託(特定株式投資信託を除く。次号において同じ。)及び貸付信託の受益証券(次項第一号において「公社債等」という。)の譲渡による所得

二 (略)

募集が同項に規定する勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものにより行われたものに限り。次号及び次項において「特定証券投資法人」という。）の投資口の譲渡による所得

四 第三十七条の第十四項各号に規定する事由により特定証券投資法人の投資口を有する者に対して交付される当該投資口に係る当該各号に掲げる金額（所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。次項第四号において同じ。）が当該投資口の取得に要した金額を超える場合におけるその超える部分の金額

2 次に掲げる金額は、所得税法の規定の適用については、ないものとみなす。

一・二（略）

三 特定証券投資法人の投資口の譲渡による収入金額が当該投資口の所得税法第三十三条第三項に規定する取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額

四 第三十七条の第十四項各号に規定する事由により特定証券投資法人の投資口を有する者に対して交付される当該投資口に係る当該各号に掲げる金額が当該投資口の取得に要した金額に満たない場合におけるその不足額

3・4（略）

（金融機関等の特定取引に係る課税の特例）

2 次に掲げる金額は、所得税法の規定の適用については、ないものとみなす。

一・二（略）

3・4（略）

（金融機関等の特定取引に係る課税の特例）

第六十七条の九 次の表の各号の第一欄に掲げる法人が、当該各号に規定する認可を受けた日以後に開始する各事業年度（その終了の時に於いて当該認可が有効である事業年度に限る。次項において「特例適用年度」という。）において、当該各号の第二欄に掲げる特別の勘定に属するものとして経理された当該各号の第三欄に掲げる資産（法人税法第二条第二十一号に規定する棚卸資産（第三項において「棚卸資産」という。）又は同条第二十二号に規定する有価証券（第三項において「有価証券」という。））に該当するものに限る。（）につき同法第二十二条第三項の規定により当該各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となる当該事業年度終了の時に於いて有する当該資産の価額は、同法第二十九条第一項及び第三十条第一項の規定にかかわらず、当該各号の第四欄に掲げる価額とする。

法人	特別の勘定	資産	価額
一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十七条の二第一項（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八	同項に規定する特定取引勘定	銀行法第十七条の二第二項（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。以下この号において同	同項に規定する時価

第六十七条の九 次の表の各号の第一欄に掲げる法人が、当該各号に規定する認可を受けた日以後に開始する各事業年度（その終了の時に於いて当該認可が有効である事業年度に限る。次項において「特例適用年度」という。）において、当該各号の第二欄に掲げる特別の勘定に属するものとして経理された当該各号の第三欄に掲げる資産（法人税法第二条第二十一号に規定する棚卸資産（第三項において「棚卸資産」という。）又は同条第二十二号に規定する有価証券（第三項において「有価証券」という。））に該当するものに限る。（）につき同法第二十二条第三項の規定により当該各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となる当該事業年度終了の時に於いて有する当該資産の価額は、同法第二十九条第一項及び第三十条第一項の規定にかかわらず、当該各号の第四欄に掲げる価額とする。

法人	特別の勘定	資産	価額
一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十七条の二第一項（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八	同項に規定する特定取引勘定	銀行法第十七条の二第二項（長期信用銀行法第十七条及び外国為替銀行法第十一条において準用する場合を	同項に規定する時価

2 (略)			
法人	取	引	金額
五 証券取引法第五 十三条第一項の認 可を受けた同法第 二条第九項に規定 する証券会社	二〇四 (略)	十七号(第十七条 において準用する 場合を含む。以下 この号において同 じ。)の認可を受 けた銀行	
定	同法第五十 三条第一項 に規定する 特定取引勘 定	(略)	
	同条第二項に規定 する有価証券その 他総理府令・大蔵 省令で定める財産	じ。)に規定する 有価証券その他総 理府令・大蔵省令 で定める財産	
	同項に規定 する時価	(略)	

2 (略)			
法人	取	引	金額
五 証券取引法第五 十六条第一項の認 可を受けた同法第 二条第九項に規定 する証券会社	二〇四 (略)	十七号(第十七条 及び外国為替銀行 法(昭和二十九年 法律第六十七号) 第十一条において 準用する場合を含 む。以下この号に おいて同じ。)の 認可を受けた銀行	
定	同法第五十 六条第一項 に規定する 特定取引勘 定	(略)	
	同条第二項に規定 する有価証券その 他総理府令・大蔵 省令で定める財産	含む。以下この号 において同じ。)に 規定する有価証 券その他総理府令 ・大蔵省令で定め る財産	
	同項に規定 する時価	(略)	

<p>一 前項の表の第一号の第一欄に掲げる銀行</p>	<p>銀行法第十七条の二第三項（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する総理府令・大蔵省令で定める特定取引</p>	<p>同項に規定する利益相当額 又は損失相当額</p>
<p>二～四（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>五 前項の表の第五号の第一欄に掲げる証券会社</p>	<p>証券取引法第五十三条第三項に規定する総理府令・大蔵省令で定める特定取引</p>	<p>同項に規定する利益相当額 又は損失相当額</p>

3・4（略）

（証券投資法人に係る課税の特例）

第六十七条の十五 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（以下この条において「証券投資法」という。）第二条第十一項に規定する証券投資法人（第一号に掲げる要件を満たすものに限る。）が支払う証券投資法第三十六条第一項の規定による金銭の分配のうち利益の配当からなる部分の金額（法人税法第二十四条の規定により利益の配当とみなさ

<p>一 前項の表の第一号の第一欄に掲げる銀行</p>	<p>銀行法第十七条の二第三項（長期信用銀行法第十七条及び外国為替銀行法第十一条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する総理府令・大蔵省令で定める特定取引</p>	<p>同項に規定する利益相当額 又は損失相当額</p>
<p>二～四（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>五 前項の表の第五号の第一欄に掲げる証券会社</p>	<p>証券取引法第五十六条第三項に規定する総理府令・大蔵省令で定める特定取引</p>	<p>同項に規定する利益相当額 又は損失相当額</p>

3・4（略）

れる金額を含む。以下この条において「配当等の額」という。( )で第二号に掲げる要件を満たす事業年度に係るものは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その配当等の額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一 次に掲げるすべての要件

イ 証券投資法第百八十七条の登録を行っていること。

ロ 次のいずれかに該当するものであること。

(1) その設立に際して発行(当該発行に係る証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が、同項に規定する勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものに限る。( )をした投資口)証券投資法第二条第十三項に規定する投資口をいう。以下この号において同じ。( )の発行価額の総額が一億円以上であるもの

(2) 当該事業年度終了の時に、その発行済投資口が五十人以上の者によつて所有されているもの又は証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家(政令で定める法人を含む。( )のみによつて所有されているもの

ハ その他政令で定める要件

二 次に掲げるすべての要件

イ 証券投資法第六十三条の規定に違反している事実がないこと。

ロ その資産の運用に係る業務を証券投資法第百九十九条各号のいずれかの者に委託していること。

ハ その資産の保管に係る業務を証券投資法第二百八条第二項各号の

いずれかの者に委託していること。

二 当該事業年度終了の時に、法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当していないこと。

ホ 当該事業年度に係る配当等の額の支払額が、当該事業年度の配当可能所得の金額として政令で定める金額の百分の九十に相当する金額を超えていること。

ヘ その他政令で定める要件

2 | 証券投資法第二条第十一項に規定する証券投資法人（以下この条において「証券投資法人」という。）に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、証券投資法第二条第十三項に規定する投資口は株式とみなす。

3 | 証券投資法人に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二条第十号	その会社	
会社をいう	証券投資法人をいう	その証券投資法人（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十一项（定義）に規定する証券投資法人をいう。以下同じ。）

第二十三条第一項	内国法人が受ける	内国法人（証券投資法人を除く。）が受ける
第六十六条第二項	若しくは資本	（証券投資法人を除く。）若しくは資本
第六十七条第六項	会社が 当該会社	証券投資法人が 当該証券投資法人
第六十九条第一項	所得の金額	所得の金額（租税特別措置法第六十七条の十五第一項（証券投資法人に係る課税の特例）の規定の適用を受ける証券投資法人にあつては、同項の規定を適用しないで計算した所得の金額）

4 証券投資法人に対する第五十七条の九第一項及び第六十一条の四第一項の規定の適用については、第五十七条の九第一項中「ものを除く」とあるのは、「もの並びに証券投資法人（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する証券投資法人をいう。第六十一条の四第一項において同じ。）を除く」と、第六十一条の四第一項中「当該法人」とあるのは、「当該法人（証券投資法人を除く。）とする。」とする。

5 証券投資法第八十四条第一項に規定する証券投資法人が証券投資法第



百三十三条第一項に規定する財産（法人税法第二十一条に規定する棚卸資産又は同条第二十二号に規定する有価証券に該当するものに限る。以下この項において「財産」という。）につき法人税法第二十二条第三項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となる当該事業年度終了の時にあって有する財産の価額は、同法第二十九条第一項及び第三十条第一項の規定にかかわらず、証券投資法第百三十三条第一項の規定により付される時価とする。

6 証券投資法第八十四条第一項に規定する証券投資法人が各事業年度終了の時にあって証券投資法第百三十三条第二項に規定する特定取引で決済されていないものを有する場合には、当該特定取引がその時において決済されたものとした場合に算定される利益の額又は損失の額に相当する金額として大蔵省令で定めるところにより計算した金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

7 法人が証券投資法人から支払を受ける配当等の額は、法人税法第二十三条第一項及び第九十三条第二項第二号に規定する配当等の額に該当しないものとみなす。

8 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付があり、かつ、同項第一号に掲げる要件を満たしていることを明らかにする書類を保存している場合に限り、適用する。

9 税務署長は、前項の記載若しくは明細書の添付がない確定申告書等の

提出があつた場合又は同項の書類の保存がない場合においても、その記載若しくは明細書の添付又は書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

10) 前二項に定めるもののほか、第一項から第七項までの規定の適用その他証券投資法人に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(証券取引法の一部改正に伴う有価証券取引税の特例)

第九十三条 証券取引法第二条第一項第八号から第十号まで、第十号の三及び第十一号に掲げる証券又は証券のうち次の各号に掲げる証券又は証券については、第一号に掲げる証券又は証券にあつては有価証券取引税法第二条第一項第三号に掲げる社債券と、第二号から第四号までに掲げる証券又は証券にあつては外国社債券(外国法人の発行する証券又は証券のうち同条第二項第一号に掲げる証券又は証券で同項の規定により当該社債券に含まれるものをいう。以下この条において同じ。)とみなして、同法の規定(同法第七条の規定を除く。)及び次条の規定を適用する。この場合における同法第二条及び第八条の規定の適用については、同法第二条第一項第三号の二中、「又は第一号から前号まで若しくは第七号に掲げる証券若しくは証券」とあるのは、「若しくは第一号から前号まで若しくは第七号に掲げる証券若しくは証券又はは租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十三条第一項各号に掲げる証券若しくは証券」と、同項第八号中「又は前号に掲げる証券又は証券」とあるのは

(証券取引法の一部改正に伴う有価証券取引税の特例)

第九十三条 証券取引法第二条第一項第八号から第十一号までに掲げる証券又は証券のうち次の各号に掲げる証券又は証券については、第一号に掲げる証券又は証券にあつては有価証券取引税法第二条第一項第三号に掲げる社債券と、第二号から第四号までに掲げる証券又は証券にあつては外国社債券(外国法人の発行する有価証券で同条第二項の規定により当該社債券に含まれるものをいう。以下この条において同じ。)とみなして、同法の規定(同法第七条の規定を除く。)及び次条の規定を適用する。この場合において、同法第八条の規定の適用については、同条中「左に掲げる有価証券の譲渡」とあるのは、「左に掲げる有価証券の譲渡(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十三条第一項の規定により社債券又は同項の外国社債券とみなされたものについては、政令で定めるものを除く。)」とする。

「若しくは前号に掲げる証券若しくは証書又は租税特別措置法第九十三条第一項各号に掲げる証券若しくは証書」と、同法第八条中「左に掲げる有価証券の譲渡」とあるのは「左に掲げる有価証券の譲渡（租税特別措置法第九十三条第一項の規定により社債券又は同項の外国社債券とみなされたものについては、政令で定めるものを除く。）とする。」

一 証券取引法第二条第一項第八号に掲げる証券又は証書（同項第十号の三に掲げる証券又は証書で当該証券又は証書に表示される権利に係る証券又は証書が同項第八号に掲げる証券又は証書であるものを含む。）

二 証券取引法第二条第一項第九号に掲げる証券又は証書で同項第八号に掲げる証券又は証書の性質を有するもの（同項第十号の三に掲げる証券又は証書で当該証券又は証書に表示される権利に係る証券又は証書が同項第九号に掲げる証券又は証書で同項第八号に掲げる証券又は証書の性質を有するものを含む。）

三 証券取引法第二条第一項第十号に掲げる証券又は証書（同項第十号の三に掲げる証券又は証書で当該証券又は証書に表示される権利に係る証券又は証書が同項第十号に掲げる証券又は証書であるものを含む。）

#### 四（略）

2 証券取引法第二条第一項第八号に掲げる証券又は証書、同項第九号に掲げる証券又は証書で同項第八号に掲げる証券又は証書の性質を有するもの及び前項第四号に掲げる証券又は証書で同項の規定により同項の社債券又は外国社債券とみなされたものうち、その発行から償還までの

一 証券取引法第二条第一項第八号に掲げる証券又は証書

二 証券取引法第二条第一項第九号に掲げる証券又は証書で前号に掲げる証券又は証書の性質を有するもの

三 証券取引法第二条第一項第十号に掲げる証券又は証書

#### 四（略）

2 前項第一号、第二号及び第四号に掲げる証券又は証書で同項の規定により同項の社債券又は外国社債券とみなされたものうち、その発行から償還までの期間が短期であるものとして政令で定めるものの譲渡については、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に

期間が短期であるものとして政令で定めるものの譲渡については、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成四年法律第八十七号）の施行の日から平成十一年三月三十一日まで間に行われるものに限る、有価証券取引税を課さない。

（有価証券取引税の税率の特例）

第九十三条の二（略）

一 有価証券取引税法第十条に規定する第一種の譲渡のうち同法第二条第一項第四号から第六号の三までに掲げる有価証券（所得税法第二条第一項第十五号に規定する公社債投資信託の受益証券を除く。第四号において同じ。）の譲渡 譲渡価額（有価証券取引税法第九条第二項に規定する譲渡価額をいう。以下この項において同じ。）の万分の六

二・三（略）

四 有価証券取引税法第十条に規定する第二種の譲渡のうち同法第二条第一項第四号から第六号の三までに掲げる有価証券の譲渡 譲渡価額の万分の十

五・六（略）

2（略）

関する法律（平成四年法律第八十七号）の施行の日から平成十一年三月三十一日までの間に行われるもの限り、有価証券取引税を課さない。

（有価証券取引税の税率の特例）

第九十三条の二（略）

一 有価証券取引税法第十条に規定する第一種の譲渡のうち同法第二条第一項第四号から第六号の三までに掲げる有価証券（所得税法第二条第一項第十五号に規定する公社債投資信託の受益証券を除く。第四号において同じ。）の譲渡 譲渡価額（有価証券取引税法第九条第二項に規定する譲渡価額をいう。以下この項において同じ。）の万分の六

二・三（略）

四 有価証券取引税法第十条に規定する第二種の譲渡のうち同法第二条第一項第四号から第六号の三までに掲げる有価証券の譲渡 譲渡価額の万分の十

五・六（略）

2（略）